

「広島みなと 夢 花火大会」におけるクルーズターミナル屋上空間の活用に係る 運営事業者募集要項

この要項は、広島祭委員会が主催する「広島みなと 夢 花火大会」において、クルーズターミナル屋上空間を活用する運営事業者を決定する方法として、公募型プロポーザル方式を採用するため、その内容について必要な事項を定めるものである。

1 公募の目的

広島の観光振興を図るため、「広島みなと 夢 花火大会」の会場内にあるクルーズターミナル屋上空間を有効活用し、特別感のある花火鑑賞体験を提供するとともに、花火大会を活用した県外からの観光客誘致を実現できる民間の事業者を募集するものである。

2 主催者

広島祭委員会会長 松藤 研介
(広島祭委員会事務局)

3 公募の概要

- (1) 場所
広島港クルーズターミナル待合棟の屋上（広島市南区宇品海岸三丁目）
- (2) 面積
約 200 m²
- (3) 事業期間（予定）
令和 8 年 7 月 24 日（金）9 時～同年 7 月 26 日（日）12 時
事業期間には、準備及び原状回復に要する期間を含むものとする。
- (4) 企画提案を求める事項
 - ア クルーズターミナル屋上の魅力ある空間づくり
「広島みなと 夢 花火大会」の会場内にあるクルーズターミナル屋上空間を有効活用し、特別感のある花火鑑賞体験の提供。
 - イ 県外在住者向け花火ツアーの実施
 - (ア) 交通と宿泊をセットにした花火ツアーの造成
 - (イ) 花火大会会場にツアーカーを円滑に輸送する専用シャトルバス（往復）の運行
 - (ウ) 今後の魅力ある活用方策に生かすためのツアーパートナーへのアンケートの作成方針
なお、運営事業者に選定された場合は、当該作成方針に基づき、アンケートの実施及び結果のとりまとめを行う。
 - ウ 花火鑑賞エリア（クルーズターミナル屋上）の使用料
使用料の下限額は、令和 7 年度の「団体向け特別観覧エリア」の実績額である 400,000 円とし、これを下回る使用料は認めない。
- (5) 経費負担
本公募に係る一切の経費及び提案に基づき運営事業者として実施される事業に係る一切の経費は、アンケートの実施も含め、すべて応募者が負担する。
- (6) 原状回復及び返還
運営事業者は、使用期間が満了するまでに、自らの負担により使用前の状態に回復させ、主催者の確認を受けなければならない。
- (7) その他
 - ア 運営事業者は、主催者との連絡調整を十分に図ること。

イ 運営事業者は、クルーズターミナルの使用・占用に係る諸手続き（主催者が実施）を除き、
本公募に基づき実施される事業に必要となるすべての諸手続き等を行うこと。

4 スケジュール（予定）

項目	日 程	備 考
応募申込書の提出期限	令和8年2月25日（水）	
現地確認	令和8年2月27日（金）	時間は希望者と調整
質疑書の受付期限	令和8年3月4日（水）	
質疑書に対する回答	令和8年3月9日（月）頃	
企画提案書の受付期限	令和8年3月13日（金）	
応募者プレゼンテーション	令和8年3月24日（火）	詳細は別途通知
運営事業者の決定	令和8年3月24日（火）	
運営事業者の決定通知	令和8年3月25日（水）	

5 参加資格条件

次の(1)から(5)のいずれも満たす者で、かつ、(6)又は(7)のいずれかを満たす者。

- (1) 第1種又は第2種旅行業の登録を受けていること。
- (2) 広島市内に本社、支店、営業所等を有すること。
- (3) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 広島祭委員会の会員であること。
- (7) 応募申込書の提出時点において広島祭委員会の会員ではない者で、本公募により運営事業者として選定された場合に同委員会に入会することができる者。

※ 会費（1万円以上）の納入は、令和8年4月13日（月）までに行う。

6 応募関係書類の入手方法

公益財団法人広島観光コンベンションビューローホームページ【<https://www.hiroshimacvb.jp>】

（以下「ビューローホームページ」という。）からダウンロードすること。

（「当財団について」→「新着情報」→「入札情報」→「公募型プロポーザルのお知らせ」）

7 応募手続等

応募にあたっては、「7 (1)提出書類」に掲げるものを提出するものとする。

- (1) 提出書類

応募手続時の書類			
①	応募申込書	様式1	
②	応募に係る誓約書	様式2	
③	広島祭委員会入会申込書	様式3	※前記5(7)に該当する場合に提出すること

- (2) 受付期間

公示日から令和8年2月25日（水）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、持参の場合は、「7 (4)提出先」に午前9時00分から午後5時00分までに（土日及び祝日を除く。）、郵送の場合は、同提出先宛に書留、簡易書留及び配達記録郵便にて送付する（提出期限までに必着のこと。）。

(4) 提出先

提出先は、以下の担当部署とする。

〒730-0011 広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル6階

広島祭委員会事務局事業推進本部

（公益財団法人広島観光コンベンションビューロー魅力創造部内）

T E L : 082-554-1813

E-mail : kankou-2@hiroshima-navi.or.jp

(5) 応募申込の受理

上記の担当部署は、応募申込書類の受理を行った後、受付印を押印した応募申込書の複写を応募申込書に記載された電子メールのアドレス宛にPDFで送付する。

(6) 応募の辞退

応募申込後に辞退したい場合は、速やかに上記担当部署へ連絡を行い、辞退届（様式6）を提出すること。

8 現地確認

応募申込書の現地確認欄に希望を選択した場合は、令和8年2月27日（金）に現地確認の時間を設ける。確認時間については、希望者と別途個別に調整する。

9 質疑及びその回答

応募内容に質疑がある場合は、次のとおり対応する。

(1) 質疑の受付期間

公示日から令和8年3月4日（水）まで

(2) 質疑の提出方法

質疑書（様式7）により、持参又は上記担当部署宛に電子メールにより提出すること。

(3) 提出先

前記7(4)に同じ。

(4) 回答方法

令和8年3月9日頃から、ビューローホームページに掲載する。

10 企画提案書の提出等

企画提案書の提出にあたっては、「10 (1)提出書類」に掲げるものを提出するものとする。

(1) 提出書類

企画提案書提出時の書類			
④	花火観覧エリア使用料提案書	様式4	
⑤	企画提案書 ※正本1部及び副本6部	様式5	A3版横で2枚又はA4版縦で4枚まで可とする。 必要に応じ写真や図表等を用い、わかりやすく記載すること。

(2) 受付期間

- 公示日から令和8年3月13日（金）まで
- (3) 提出方法、提出先
前記7(3)から7(4)までと同じ。
- (4) 企画提案書の受理
上記の担当部署は、企画提案書類の受理を行った後、受付印を押印した企画提案書の表紙の複写を応募申込書に記載された電子メールのアドレス宛にPDFで送付する。
- (5) 辞退
企画提案書類の提出後に辞退したい場合は、速やかに上記担当部署へ連絡を行い、辞退届（様式6）を提出すること。なお、選定後の辞退は認められない。
- (6) 留意事項
企画提案書提出時の書類は、受理後の修正及び加除を一切認めない。このため、誤字脱字のほか、募集要項及び質疑に対する回答等を十分確認の上、提出すること。

11 プレゼンテーション

- 12(1)の委員会は、審査にあたり提案者からのプレゼンテーションを受けるものとし、以下のとおり予定している。なお、詳細や変更があった場合は、別途個別に担当部署から連絡する。
- (1) 実施日
令和8年3月24日（火）
- (2) 場所
広島市中区基町5番44号 広島商工会議所ビル6階
公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（広島祭委員会事務局事業推進本部）
- (3) プrezentationの時間及び出席者
プレゼンテーションの時間は、1の応募者あたり10分までとし、その後に質疑応答を行う。
また、応募者の出席者は3名以内とする。
- (4) プrezentationに用いる資料
プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うものとし、新たな資料の提示は認めない。企画提案書の作成にあたっては、その点を留意すること。

12 審査及び運営予定事業者の選定

- (1) 審査体制
「広島みなど 夢 花火大会」におけるクルーズターミナル屋上空間の活用に係る運営事業者プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、運営予定事業者及び次点の者を選定する。
- (2) 審査方法
ア 委員会は、提出書類及び提案者からのプレゼンテーションにより、別表に定める評価基準に基づき審査を行う。
イ 委員会は、評価基準にある項目毎に採点し、その合計点数が最も多い者を運営予定事業者に、2番目の者を次点の者として選定する。なお、点数が最も多い者が2者以上あった場合は、委員会で協議の上、運営予定事業者及び次点の者を選定する。

13 運営予定事業者の決定等

- (1) 運営予定事業者の決定
主催者は、委員会の選定結果に基づき、運営予定事業者及び次点の者を決定する。
- (2) 公募結果の通知
公募の結果は、上記(1)の決定後、速やかに審査結果とともに応募者全員に書面により通知す

る。

(3) 公表

公募結果の通知後、速やかに審査結果とともに、応募申込書に記載された運営予定事業者及び次点の者の名称・商号等をビューローホームページで公表する。

14 応募者の失格

下記のいずれかに該当する場合は、失格とする。なお、運営事業予定者に決定した後であっても、該当すると認められた場合には、その資格を失うものとする。

なお、これにより応募者又は運営事業予定者に損害又は損失が生じても、主催者はその賠償又は補償の責任を負わない。

- (1) 募集期間内に必要な書類を全て提出しなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 正当な理由なく、プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 審査に影響を与える又は与える恐れがあると主催者が判断した場合
- (5) 応募資格を満たしていない、又は満たさなくなったことが判明した場合
- (6) その他この要項に定める事項に反し、又は著しく社会的信用を失う行為等により、運営事業者となることにふさわしくないと主催者が判断した場合

15 その他

- (1) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また、計量単位は特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、主催者が本件に関する報告、公表等のために必要である場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 募集要項の加筆・修正が生じた場合は、ビューローホームページにおいて、適宜その旨を掲載する。なお、掲載前に既に応募申込の受理を受けている応募者には、個別に通知する。
- (5) 運営事業予定者として決定された者は、事業着手に先立ち、別途、広島祭委員会との間で、「「広島みなと 夢 花火大会」におけるクルーズターミナル屋上空間の活用に係る運営」の実施に関する必要な事項等について、書面にて確認を行う。